

平成十四年法律第一百六十六号

独立行政法人福祉医療機構法

目次

- 第一章 総則（第一条～第五条）  
第二章 役員及び職員（第六条～第十二条）  
第三章 業務等（第十二条～第二十三条）  
第四章 雜則（第二十四条～第二十九条）  
第五章 罰則（第三十条～第三十二条）  
附則

第一 章 総則

（目的）この法律は、独立行政法人福祉医療機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

第一条 この法律は、独立行政法人福祉医療機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人福祉医療機構とする。

（機構の目的）

第三条 独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びにこれららの施設に関する経営指導、社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業等を行い、もつて福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることを目的とする。

（中期目標管理法人）

第三条の二 機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

（事務所）

第四条 機構は、主たる事務所を東京都に置く。

（資本金）

第五条 機構の資本金は、附則第二条第九項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。

3 機構は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章 役員及び職員

（役員）

第六条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 機構に、役員として、理事四人以内を置くことができる。（理事の職務及び権限等）

第七条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行なう監事は、その間、監事の職務を行なへてはならない。

（理事の任期）

第八条 理事の任期は、二年とする。

（役員の兼職禁止の特例）

第九条 役員は、通則法第五十条の三に定めるもののほか、第十二条第一項第一号に規定する社会福祉事業施設を設置し、若しくは経営することと、同項第二号に規定する施設を開設すること若しくは同項第三号及び第五号から第七号までに規定する事業を行うことを目的とする法人の役員となり、又は自ら、同項第一号に規定する社会福祉事業施設を設置し、若しくは経営し、同項第二号に規定する施設を開設し、若しくは同項第三号及び第五号から第七号までに規定する事業を行なへてはならない。ただし、任命権者の承認を受けたときは、この限りでない。

（役員及び職員の秘密保持義務）

第十条 機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（役員及び職員の地位）

第十二条 機構の役員及び職員は、刑法（明治四十一年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（業務の範囲）

第十三条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 社会福祉事業施設（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条に規定する社会福祉事業に係る施設その他これに準ずる施設で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）を設置し、又は経営する社会福祉法人その他政令で定める者（第四号において「社会福祉事業施設の設置者等」という。）

2 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 社会福祉事業施設（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条に規定する社会

福祉事業に係る施設その他これに準ずる施設で政令で定めるものをいう。以下この項におい

て同じ。）を設置し、又は経営する社会福

祉法人その他政令で定める者（第四号において「社会福祉事業施設の設置者等」という。）

に対し、社会福祉事業施設の設置、整備又は経営に必要な資金を貸し付けること。

二 病院、診療所、薬局その他政令で定める施設（以下この項において「病院等」という。）を開設する個人又は医療法人、一般社団法人若しくは一般財團法人その他政令で定める法人（第四号において「病院等の開設者」という。）に対し、病院等（病院等の経営に関必要な附属施設を含むものとし、薬局における調剤のために必要な施設に限る。）の設置、整備又は経営に必要な資金を貸し付けること。

三 指定訪問看護事業（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の指定に係る同法第八条第一項に規定する居宅サービス事業（同条第四項に規定する訪問看護を行う事業に限る。）及び同法第五十三条第一項本文の指定に係る同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業（同条第三項に規定する介護予防訪問看護を行う事業に限る。）を行なう医療法人その他政令で定める者に対する、必要な資金を貸し付けること。

四 機構は、第一項第十号に掲げる業務の開始の際、地方公共団体との保険契約が精神又は身体に障害のある者に関する実施する共済制度で政令で定めるものをいう。

五 機構は、第一項第十号に掲げる業務及びこれと同一の業務を運営する者に関する保険契約を定め、厚生労働大臣に提出してその認可を受けなければならない。これを変更しようとするととも、同様とする。

六 機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、生命保険会社と心身障害者扶養保険事業に関して心身障害者扶養共済制度の加入者を被保険者とする生命保険契約を締結するものとする。

七 機構は、第一項第十号に掲げる業務及びこれと同一の業務を運営する者に関する保険契約を定め、厚生労働大臣に提出してその認可を受けなければならない。これを変更しようとするととも、同様とする。

八 機構は、次の方による場合を除くほか、扶養保険資金を運用してはならない。

九 機構は、厚生労働大臣の指定する金融機関への預金

十 機構は、前項第三号に掲げる方法により、扶養保険資金を運用する場合には、当該金銭信託

（第四項において「心身障害者扶養保険事業」という。）に関する業務を行なうこと。

十一 福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行うこと。

十二 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六十九条の七の規定による委託を受けて行う同法第六十九条の三の規定による統計の作成等及び同法第六十九条の四第一項の規定による医療法人情報の提供に関する業務を行うこと。

十三 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項第十号に規定する心身障害者扶養共済制度とは、条例の規定により地方公共団体が精神又は身体に障害のある者に関する実施する共済制度で政令で定めるものをいう。

3 機構は、第一項第十号に掲げる業務の開始の際、地方公共団体との保険契約が精神又は身体に障害のある者に関する実施する共済制度で政令で定めるものをいう。

4 機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、生命保険会社と心身障害者扶養保険事業に関して心身障害者扶養共済制度の加入者を被保険者とする生命保険契約を締結するものとする。

5 機構は、第一項第十号に掲げる業務及びこれと同一の業務を運営する者に関する保険契約を定め、厚生労働大臣に提出してその認可を受けなければならない。これを変更しようとするととも、同様とする。

6 機構は、次の方による場合を除くほか、扶養保険資金を運用してはならない。

7 機構は、厚生労働大臣の指定する金融機関への預金

8 機構は、前項第三号に掲げる方法により、扶養保険資金を運用する場合には、当該金銭信託

9 機構は、前項第三号に掲げる方法により、扶養保険資金を運用する場合には、当該金銭信託

10 機構は、前項第三号に掲げる方法により、扶養保険資金を運用する場合には、当該金銭信託

11 機構は、前項第三号に掲げる方法により、扶養保険資金を運用する場合には、当該金銭信託

12 機構は、前項第三号に掲げる方法により、扶養保険資金を運用する場合には、当該金銭信託

13 機構は、前項第三号に掲げる方法により、扶養保険資金を運用する場合には、当該金銭信託

14 機構は、前項第三号に掲げる方法により、扶養保険資金を運用する場合には、当該金銭信託

15 機構は、前項第三号に掲げる方法により、扶養保険資金を運用する場合には、当該金銭信託

16 機構は、前項第三号に掲げる方法により、扶養保険資金を運用する場合には、当該金銭信託

17 機構は、前項第三号に掲げる方法により、扶養保険資金を運用する場合には、当該金銭信託

18 機構は、前項第三号に掲げる方法により、扶養保険資金を運用する場合には、当該金銭信託

19 機構は、前項第三号に掲げる方法により、扶養保険資金を運用する場合には、当該金銭信託

20 機構は、前項第三号に掲げる方法により、扶養保険資金を運用する場合には、当該金銭信託

21 機構は、前項第三号に掲げる方法により、扶養保険資金を運用する場合には、当該金銭信託

22 機構は、前項第三号に掲げる方法により、扶養保険資金を運用する場合には、当該金銭信託

23 機構は、前項第三号に掲げる方法により、扶養保険資金を運用する場合には、当該金銭信託





- 3 機構は、前二項に規定する業務に附帯する業務を行うことができる。

4 機構は、年金積立金管理運用独立行政法人法附則第四条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額及び独立行政法人労働者健康安全機構法(平成十四年法律第七百七十一号)附則第二条第七項の規定により政府から出資があつたものとされた金額により資本金を増加するものとする。

5 機構は、第一項に規定する業務及びこれに附帯する業務(以下この条において「承継債権管理回収業務」という)、第二項第一号に定める業務及びこれに附帯する業務(以下この条において「年金担保債権管理回収業務」という)並びに同項第二号に定める業務及びこれに附帯する業務(以下この条において「労災年金担保債権管理回収業務」という)に係る経理については、その他の経理と区分し、それぞれ特別の勘定(以下この条においてそれぞれ「承継債権管理回収勘定」、「年金担保債権管理回収勘定」及び「労災年金担保債権管理回収勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

6 機構は、令和二年改正法第二十八条の規定の施行の際同条の規定による改正前の第十五条第四号に掲げる業務に係る勘定に属する資産及び負債を年金担保債権管理回収勘定に帰属させるものとする。

7 機構は、令和二年改正法第二十八条の規定の施行の際同条の規定による改正前の第十五条第五号に掲げる業務に係る勘定に属する資産及び負債を労災年金担保債権管理回収勘定に帰属させるものとする。

8 機構は、承継債権管理回収勘定において、政令で定めるところにより、第一項に規定する債権の元本であつて回収されたものの金額を定期的に年金特別会計に納付しなければならない。

9 機構は、承継債権管理回収勘定において、毎事業年度、通則法第四十四条第一項の規定による整理を行つた場合は、政令で定めるところにより、同項の規定による積立金に相当する金額を年金特別会計に納付しなければならない。

10 機構は、第八項の規定により納付金を納付したときは、その納付額により資本金を減少するものとする。

11 機構は、承継債権管理回収勘定において、毎事業年度、通則法第四十四条第一項の規定によると整理を行つた後、同項の規定による繰越欠損

金がある場合において、通則法第三十八条第一項の規定により機構の財務諸表について厚生労働大臣の承認を受けたときは、当該繰越欠損金の額に相当する金額により資本金を減少するものとする。
第八項から前項までに定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関する必要な事項は、政令で定める。
14 機構は、承継債権管理回収業務を終えたときは、承継債権管理回収勘定を廃止するものとし、政令で定めるところにより、その廃止の際承継債権管理回収勘定に属する資産及び負債を年金特別会計に帰属させるものとする。
15 機構は、年金担保債権管理回収業務を終えたときは、年金担保債権管理回収勘定を廃止するものとし、政令で定めるところにより、その廃止の際年金担保債権管理回収勘定に属する資産及び負債を年金特別会計に帰属させるものとする。ただし、令和二年改正法第二十八条の規定による改正前の第十二条第一項第十二号に規定する小口の資金の貸付けを受けていた者が死亡し、その相続人から担保に供された厚生年金保険法（昭和三十九年法律第二百五十五号）又は国民年金法（昭和三十四年法律第四百四十一号）に基づく年金たる給付の支払を受けた金額をもって当該担保に係る貸付金の弁済に充当した後の残余の資金の支払の請求があつた場合におけるその支払いに係る資産及び負債は、政令で定めるところにより、承継債権管理回収勘定に帰属させることとする。
16 機構は、労災年金担保債権管理回収業務を終えたときは、労災年金担保債権管理回収勘定を廃止するものとし、政令で定めるところにより、その廃止の際労災年金担保債権管理回収勘定を廃止したときは、それぞれの廃止の際承継債権管理回収勘定に属する資産及び負債を労働保険特別会計に帰属させるものとする。
17 機構は、第十三項の規定により承継債権管理回収勘定を廃止したとき又は前項の規定により廃止するものとし、政令で定めるところにより、その廃止の際労災年金担保債権管理回収勘定を廃止したときは、労災年金担保債権管理回収勘定を廃止したとき又は労災年金担保債権管理回収勘定に属する資本金の額により資本金を減少するものとする。第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務、年金担保債権管理回収業務及び労災年金担保債権管理回収業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げるこの法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三項第七第十 項第十二条	項第七第十 項第一条十	項第六第十 項第四条十	項第六第十 項第二条十	項第六第十 項第一条十	項第四第十 項第二条十	項第四第十 項第一条十
前項	業務	項前三 項同項	前項	勘定	業務 機関 金融	前項 機関 金融
前項（附則第五条の二第十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	業務並びに附則第五条の二第二項第一号に定める業務	前三項（附則第五条の二第十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	七項の規定により読み替えて適用する第一項及び第二項の規定を適用する場合を含む。）	勘定並びに附則第五条の二第五項に規定する年金担保債権管理回収勘定及び労災年金担保債権管理回収勘定	金融機関その他政令で定める法人業務及び附則第五条の二第二项各号に定める業務	前項（附則第五条の二第十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
前項（附則第五条の二第十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	業務	前項	前項	勘定	金融機関その他政令で定める法人	前項（附則第五条の二第十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）







附則第五十二条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十四条、第五十七条及び第五十八条の規定、附則第五十九条中高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）第二条第五項第二号の改正規定（同条第十四項）を「同条第十二項」に、「同条第十八項」を「同条第十六項」に改める部分に限る。）並びに附則第六十五条、第六十六条及び第七十条の規定 平成二十七年四月一日

**（罰則の適用に関する経過措置）**

第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

### 附 則 （平成二七年五月七日法律第一七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五条の規定並びに附則第九条第二項及び第三項、第十七条第三項並びに第二十条の規定

二 第一条中中小企業退職金共済法目次の改正規定（「一第三十一条」を「一第三十三条」と改める部分を除く。）同法第六章中第五節を第六節とする改正規定、第七十五条の二第五節を第六節とする改正規定、同章中第四節を第五節

二 第五項の改正規定、同章中第五節を第六節とし、第三節の次に一節を加える改正規定及び第八十八条の改正規定並びに第二条の規定

三十九条及び第三十三条の規定 平成二十七年十月一日

（承継債権管理回収業務における納付金に関する経過措置）

第七条 第二条の規定による改正後の独立行政法人福祉医療機構法附則第五条の二の規定は、同

条第五項に規定する承継債権管理回収勘定における平成二十七年四月一日以後に開始する事業

年度に係る納付金について適用し、同項に規定する承継債権管理回収勘定における同日前に終了する事業年度に係る納付金については、なお従前の例による。

2 独立行政法人福祉医療機構は、前項の規定にかかるわらず、独立行政法人福祉医療機構法附則第五条の二第一項に規定する債権の元本であつて、平成二十七年四月一日から同年九月三十日までに回収されたものの金額については、平成二十八年一月三十一日までに年金特別会計に納付しなければならない。

### （罰則に関する経過措置）

第七十二条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

### （政令への委任）

第二十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

### 附 則 （平成二八年一二月二六日法律第一四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後速やかに、この法律の施行の状況等を勘案し、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を一層強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及び信頼性の確保のための改革の推進に関する法律（平成二十五年法律第二百十二号）第六条第二項第一号に規定する改正規定を除く。）、第十二条第一項の改正規定（同法第六百二十二条第一項各号に掲げる事項及び公的年金制度の所得再分配機能の強化その他の必要な事項（次項及び第四項に定める事項を除く。）について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第三十六条 独立行政法人福祉医療機構が施行日前に受けた申込みに係る第二十八条の規定による改正前の独立行政法人福祉医療機構が施行日前に受けた申込みに係る貸付けに関する経過措置

二 第一条中厚生年金保険法第二百条の三正規定、第四条中厚生年金保険法第三十六条第二項第一号に掲げる改正規定を除く。）、第十三条の規定（同号に掲げる改正規定を除く。）、第二十二条第一項第三号の改正規定、第二十四条中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための改正規定を除く。）、第二十九条中健康保険法附則第五条の四、第五条の六及び第五条の七の改正規定、次条第二項から第五項まで及び附則第十一条の規定、附則第四十二条中国民年金法等の厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十八条第三項の表改正後確定拠出年金法第四十八条の二の項及び第四十条第八項の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）次号及び附則第四十二条から第四十五条までにおいて「昭和六十年国民年金等改正法」という。附則第二十条及び第六十四条の改正規定、附則第五十五条中被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第二十条及び第六十四条の改正規定、附則第五十五条中被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第二十三条第三項の規定により厚生労働大臣の認可を受けた申込みに係る第二十八条の規定による改正後の独立行政法人福祉医療機構法（以下「改正前機構法」という。）第十二条第一項第十二号又は第十三号に規定する小口の資金の貸付けの業務を行うことができる。

第三十七条 第二十八条の規定の施行の際現に改正前機構法第十四条第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受けた申込みに係る第二十八条の規定による改正後の独立行政法人福祉医療機構法（以下「改正後機構法」という。）第十二条第一項第十二号又は第十三号に規定する小口の資金の貸付けの業務を行なう。

二 前項に規定する小口の資金の貸付けの業務は、改正後機構法の適用については、それぞれ改正後機構法附則第五条の二第二項第一号又は第二号に定める業務とみなす。

（業務の委託の認可に関する経過措置）

第十八条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成三一年四月二四日法律第一四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和二年六月五日法律第四〇号）抄

**第一条** この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中厚生年金保険法第二百条の三正規定、第四条中厚生年金保険法第三十六条第二項第一号に掲げる改正規定を除く。）、第十二条第一項の改正規定（同法第六百二十二条第一項各号に掲げる事項及び公的年金制度の所得再分配機能の強化その他の必要な事項（次項及び第四項に定める事項を除く。）について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年一月二二日法律第五五号）抄

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

<p

(独立行政法人福祉医療機構による貸付金の弁済に充当した後の残余の金銭の支払の業務)  
第三十九条 独立行政法人福祉医療機構は、改正後機構法附則第五条の二第五項に規定する年金担保債権管理回収業務を終えた後、改正後機構法第十二条第一項に規定する業務のほか、当分の間、次に掲げる業務を行うことができる。

一 改正後機構法附則第五条の二第十四項に規定する貸付金の弁済に充当した後の残余の金銭の支払を行う業務  
二 前号に掲げる業務に附帯する業務

前項各号に掲げる業務に要する費用は、改正後機構法附則第五条の二第五項の規定にかかるらず、承継債権管理回収勘定(同項に規定する承継債権管理回収勘定をいう)から支出するものとする。

三 第一項各号に掲げる業務は、改正後機構法第十三条第二号の規定の適用については、改正後機構法第十二条第一項に規定する業務とみなす。

(秘密保持義務に関する経過措置)  
第四十条 改正前機構法第十二条第一項第十二号及び第十三号に規定する業務に關して職務上知ることのできた秘密については、施行日以後も、なお従前の例による。

第四十一条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとなる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(船員保険法に基づく年金受給権者に関する経過措置)

第五十九条 第二十八条の規定の施行の際現に前条の規定による改正前の雇用保険法等の一部を改正する法律附則第百二十一條の規定により改正前機構法第十二条第一項第十二号に規定する船舶の資金の貸付けに係る債権については、改正後機構法附則第五条の二第二項第一号に規定する債権とみなして、同項の規定を適用する。(受給権の保護の例外に関する経過措置)

第八十条 この法律の施行の際現に担保に供されている年金である給付若しくは補償又は保険給付遅延特別加算金若しくは給付遅延特別加算金の支給を受ける権利は、施行日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

2 附則第三十六条第一項、第七十条第一項及び三十九条第一項に規定する申込みに係る年金の支払の業務

第七十一条第一項に規定する年金の支払の業務に係る年金の支払は、施行日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

三 附則第六十九条の規定による改正後の株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する給付(平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項及び第六十五条第一項に規定する年金たる給付に限る)を受ける権利については、第四条の規定による改正前の厚生年金保険法第十四条第一項の規定は、なおその効力を有する。

(受給権の保護に関する特例)  
第八十一条 第二十八条の規定の施行の際現に改正前機構法第十二条第一項第十二号の規定による小口の資金の貸付けを受けている者(施行日以後に附則第三十六条第一項に規定する小口の資金の貸付けを受けている者を含む)は、当該者が独立行政法人福祉医療機構に担保に供している厚生年金保険法若しくは国民年金法に基づく年金たる給付を受ける権利が消滅し、又はこれらの給付の全額の支給が停止された場合において、他に厚生年金保険法若しくは国民年金法に基づく年金たる給付(その全額の支給を停止されている給付を除き、厚生年金保険法に基づく年金たる保険給付にあつては政府が支給するものに限る)若しくは保険給付遅延特別加算金若しくは給付遅延特別加算金の支給を受けられる権利を有し、又は新たにこれらの受給権を得たときは、第二条の規定による改正後の国民年金法第二十四条、第四条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十一条第一項及び附則第六十条の規定による改正後の年金給付遅延加算金支給法第四条の規定にかかるらず、これら

の貸付けを受ける者を含む)は、当該者が独立行政法人福祉医療機構に担保に供している労働者災害補償保険法に基づく年金たる保険給付を受ける権利が消滅した場合において、新たに同法に基づく年金たる保険給付を受ける権利を有することとなつたときは、第二十七条の規定による改正後の労働者災害補償保険法第十二条の五第二項の規定にかかるわらず、当該年金たる権利は、施行日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

四 附則第五十五条の規定による改正後の平成二十一年一元化法附則第百二十二条の規定により附則第六十九条の規定による改正後の株式会社

の貸付けを受ける者を含む)は、当該者が独立行政法人福祉医療機構に担保に供している労働者災害補償保険法に基づく年金たる保険給付を受ける権利が消滅した場合において、新たに同法に基づく年金たる保険給付を受ける権利を有することとなつたときは、第二十七条の規定による改正後の労働者災害補償保険法第十二条の五第二項の規定にかかるわらず、当該年金たる保険給付を受ける権利を独立行政法人福祉医療機構に担保に供することができる。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により從前の國の機関に對して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に從前の國の機関に對してその手續がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相當規定により相当の國の機関に對してその手續がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

(命令への委任)  
第九十七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

附則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄 (施行期日)  
1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄 (施行期日)  
1 この法律は、二〇二〇年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄 (施行期日)  
1 この法律は、二〇二〇年四月一日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、この法律の公布の日から施行する。

並びに第百十二条の二第一項の改正規定、第六条中高齢者の医療の確保に関する法律第四条に一項を加える改正規定、同法第六条、第七条第二項及び第八条第四項の改正規定、同条第五項の改正規定（第四号に掲げる改正規定を除く。）、同法第九条第二項及び第三項の改正規定、同条第四項の改正規定（第四号に掲げる改正規定を除く。）、同条第五項、第七项及び第十項並びに同法第十二条、第十三条第一項、第十四条第一項、第十五条、第十六条第三項、第一百三十八条第一項及び第一百五十七条の二の改正規定、第七条の規定並びに第十二条の規定並びに次条第一項並びに附則第四条、第七条、第八条、第十二条、第十五条、第十七条及び第十八条の規定 公布の日 二から四まで 略  
 第十九条 収入のほか、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この項において「改正後の各法律」といいう。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。  
 （政令への委任）  
 第十八条 附則第三条から前条までに規定するもののか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。  
 （政令への委任）

第一条 この法律は、令和六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
 一から三まで 略  
 （施行期日）  
 号）抄 附 則（令和六年六月一二日法律第四七

四 次に掲げる規定 令和七年四月一日

イからチまで 略

リ 附則第二十四条、第二十五条、第二十八

条、第三十条及び第四十四条の規定

（罰則に関する経過措置）

第四十五条 この法律（附則第一条第四号から第

六号までに掲げる規定については、当該規定。

以下この条において同じ。）の施行前にした行

為及び附則第十三条第一項の規定によりなお従

前の例によることとされる場合におけるこの法

律の施行後にした行為に対する罰則の適用につ

いては、なお従前の例による。

第二条 政府は、この法律の公布後、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、経済社会情勢の変化と社会の要請に対応し、受益と負担の均衡がとれた社会保障制度の確立を図るための更なる改革について速やかに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。  
 二 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この項において「改正後の各法律」といいう。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。  
 （政令への委任）

第五条 第九条及び第十一条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日  
 （検討）

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この項において「改正後の各法律」といいう。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。  
 （政令への委任）

第十八条 附則第三条から前条までに規定するもののか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（政令への委任）

附 則（令和六年六月一二日法律第四七

（施行期日）  
 号）抄 附 則（令和六年六月一二日法律第四七